

みやま中学校校舎建設事業 計画概要説明書

令和7年4月

みやま市教育委員会

1 建設計画

- (1) みやま市立みやま中学校（瀬高中学校、東山中学校の2校統合中学校）の校舎を新設整備する。
- (2) 仮設校舎は設置せず、既存施設での学校運営と並行した建築計画とする。
- (3) 既存施設の取り扱い及び新校舎建築計画については別添資料1「みやま市立みやま中学校校舎整備 基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく。

2 新校舎建設地

- (1) 敷地地番： 福岡県みやま市瀬高町下庄 1885 他
（現瀬高中学校の駐車場の一部及び屋外運動場東側）
- (2) 敷地面積： 約 36,000 m²
- (3) 校舎建設予定地等の敷地配置は次頁のとおり

みやま中学校校舎建築等 敷地配置予定図



3 新校舎の規模及び概算工事費

- (1) 延床面積 約 7,000 m²
- (2) 構造 RC 造
- (3) 階層 3階建て
- (4) 概算工事費 約 5,500,000 千円（税込）

※ 新校舎建築等（付帯外構工事・敷地一部造成・屋外体育倉庫解体撤去・仮設屋外体育倉庫設置を含む）に係る工事費

4 用途地域・地区及び敷地周辺状況

- (1) 用途地域・地区指定
 - ・ 都市計画区域 [非線引都市計画区域]
 - ・ 用途地域 [第1種低層住居専用地域]、[準住居地域（グラウンドの一部）]
 - ・ 市街化区域 [外]
 - ・ 土砂災害警戒区域等 [指定なし]
 - ・ その他地域 [なし]
- (2) 周辺条件
 - ・ 電気 引き込み可
 - ・ 電話 引き込み可
 - ・ 水道 引き込み可
 - ・ 汚水 敷地西側に接する国道側に下水道整備済み
 - ・ ガス プロパンガス
- (3) 道路状況
 - ・ 北側：市道中飛岡・飛岡線 市道 4011 号に隣接
 - ・ 西側：国道 209 号線に隣接

5 新校舎の整備コンセプトと方針

整備コンセプト

- 『1 生徒や教職員の動線に配慮した安全安心で過ごしやすい学校 』
- 『2 後年管理がしやすく地域の景観・環境に配慮した学校 』
- 『3 建築費用を抑えたコンパクトな学校 』

方針1 多様な学習内容・学習形態に対応する教育環境

- ◇ 教育方法の変化に対応できる可変性のある空間構成

- ◇ 生徒数減少、特別支援学級の増加に対応可能な教室構成
- ◇ 多目的・異学年交流スペースの充実

方針2 新たな展開・多様な展開ができる学習空間

- ◇ ICT 設備の活用など、多様化・高度化する教育環境の整備
- ◇ 省エネ対応の学校施設とし、施設を通じて環境学習が可能な空間の整備

方針3 地域活動の拠点となる地域に開かれた施設の整備

- ◇ 地域住民の利用を想定した配置・動線計画
- ◇ 学校と地域の交流につながる施設整備

方針4 兼用化とコンパクト化により効率的・効果的な学校

- ◇ 利用頻度の少ない教室等を兼用化し、多目的に利用できる教室等の整備
- ◇ 放課後は生徒の自学室として活用できる教室等の整備

方針5 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- ◇ 衛生的で感染症対策に配慮した施設
- ◇ 生徒や教職員の学校生活の安心・安全を確保し、保護者や障害のある人も利用しやすい施設

6 建物配置及び動線計画

基本計画を参照。ただし、整備コンセプトと方針に矛盾せず、かつ以下の事項を満たしていればこの限りでない。

- (1) 生徒動線と車両動線を明確に分離する
- (2) 体育館、武道場、プールとの動線を考慮した建物配置とする
- (3) 校舎建築後に計画する屋外運動場は、150mトラックが入り、かつ運動会等の行事が行える広さを確保すること

7 諸室計画

基本計画を参照。ただし、整備コンセプトと方針に矛盾せず、かつ以下の事項を満たしていればこの限りでない。

- (1) 事務室は玄関に隣接し、事務職員が来客者を目視できる配置とする
- (2) 事務室・職員室・校長室は横並びの配置とする
- (3) 管理棟と教室棟を配置し、生徒への目配り気配りや管理のしやすい配置とする

- (4) 特別支援教室は職員室から近い場所に配置する

8 その他の整備対象施設

(1) 仮設屋外体育倉庫

- ・ 既存屋外体育倉庫は解体することとする。ただし、新屋外体育倉庫の建築は、既存校舎解体後に屋外グラウンド整備に合わせて計画することから、仮設屋外体育倉庫の設置を計画する。

(2) 駐車場及び駐輪場

- ・ 校舎建築に合わせて来客用 30 台、教職員用 25 台を確保する。
- ・ 児童生徒用の駐輪場は、駐車場とは別の場所に 450 台分を確保し、自動車と動線を分離する計画とする。

※設計対象ではないが、今後計画を予定する「既存校舎の解体」、「第 2 グラウンドの整備」の工事に支障のない計画とすること。

9 施工条件

仮校舎は設置せず、既存施設での学校運営と並行した計画となること、また、既存校舎に近接して工事を行うことが予想されることから、安全対策はもとより騒音・振動対策を可能な限り講じることとする。

10 提案の柔軟性

整備コンセプトと方針に矛盾せず、合理性が担保されていれば本書の事項全てに準ずる必要はない。ただし、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令を参照のこと。